

千葉大学ユニオンニュース第 50 号 2009 年 6 月 24 日

編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会

ホームページ：<http://www.age.cc/~cuu/>メールアドレス：cuu@e-mail.jp

電話・ファックス：043-290-2234

ファックス専用：020-4666-6229

西千葉キャンパス総合校舎G号館 401 室 ☆声をお寄せ下さい。

☆みなさんの職場でお気づきのことや質問を、千葉大学ユニオンは待っています。

ボーナス問題はまだ終わらない！！ 12月期ボーナスはどうなる？

ボーナス問題、ふたたび

4月号、5月号に続いてボーナス問題をとりあげる。しつこいようだが、単にわれわれのボーナスが減るといふ以上の問題があると思われるからである。

まず確認しておかなければならないことは、大学のボーナスは、大学の収入が減ったから減らされるわけではないということだ。国立大学の最大の財源である国からの運営交付金は、国家公務員の夏期一時金と連動して減額されるわけではない。つまり、われわれのボーナスを減らすことで、億円単位の資金が大学にもたらされる。

問題はその使い道だ。6月の部局長連絡会「資料3」によれば、学長裁量経費に回されるという。学長裁量経費は、言わば使途を限定しない資金だ。この資金をどう使うかで、凶らずも千葉大学の現経営陣のいづく大学像の一端があきらかになる。ユニオンとしては、この資金はまず職員の待遇改善、とくに非常勤職員などこれまでの財政削減でしわ寄せを受けてきた部分の改善に優先的に使われるべきだと考える。

ユニオンでは、このような問題について、12月の期末手当をどうするつもりかも含め、質問書を出すことにした。見識ある回答を期待しよう。(ユニオン委員長：福川裕一)

ボーナス問題に関わる質問書を提出しました

千葉大学長 齋藤 康 殿

質 問 書

2009年6月19日 千葉大学ユニオン委員長 福川裕一

人事院勧告（平成21年5月1日）と一般職の職員の給与に関する法律の改正（平成21年5月29日成立）に準拠し、平成21年6月の期末手当・勤勉手当の支給割合を改正するために、千葉大学も給与規則を一部改正しました。

これについて下記の通り二点質問があります。回答によっては12月期期末手当に向けて団体交渉を申し入れることになるとお思いますので、文章で明確にお考えを聞かせて頂けるようお願いいたします。

1. 今回の人事院勧告による、平成21年6月に支給される期末手当及び勤勉手当に関する特例措置は、手当の0.2月分（約一割）を「暫定的に凍結」し、この凍結分は、「今後行う職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、夏の給与勧告の際に併せ措置する」というものでした。

一方平成21年5月14日付け役員会資料1「平成21年人事院勧告（臨時）及び本学の給与改正（案）」においては、「今後の人事院勧告において、必要な措置が講じられた場合は、当該勧告の趣旨に基づき、再度本学の改定を実施することとする。」とされています。

この両者には明らかに認識の違いがあります。

人事院勧告の趣旨に基づき、これに準拠するというからには、今回の給与規則の改正も、国立大学法人千葉大学の給与水準を民間給与実態調査と比較検討した結果具体的な数値を提案し、その上で、調査がなお未完成であるという認識に立ち、今回の措置はあくまで凍結保留であって、調査の完結を待って、その結果を基に12月期期末手当の支

給に向けて最終的な措置を決定する、ということであったに違いありません。

にもかかわらず今回の給与規則の改正については、このような手続きについて、具体的な説明は一切ありませんでした。学内一丸となってこの難局を乗り切ろうという姿勢には見えませんがいかがでしょうか。

今回の改正における数値の具体的根拠を千葉大学の調査に基づいて説明していただくことに併せて、12月期期末手当にどのような最終的な措置を予定しておられるのか、その方針と手続きを明確にお示し下さい。

2. 運営費交付金のうち人件費は、今回の人事院勧告・給与法改正に関わりなく支給されており、今回の措置で億単位の人件費が余剰となるはずですが、これについても何の説明もありませんでした。

元来人件費として使われるべき予算が特殊事情による節約によって余剰を生じたわけですから、対象外とされてきたパートタイマー職員への期末手当・勤勉手当相当額支給に臨時に用いるなど人件費として活用するか、そうでなくとも、広い意味での人件費でまかなうべきであったがなかなか厳しい予算事情では手が回らないでいた、福利厚生を含む勤労条件・環境の整備改善のために計画的に使用するのが当然であり、この正道に立って今回の余剰分の使用計画を立てておられることと存じます。

この余剰分をどのようにお使いになるつもりですか。その使途について、また使途の決定方法や方針について、明確にお答え下さい。

人員削減と予算削減によって職場の意気は大いに低下しています。月々の手当の増減も重大な問題ですが、その増減の手続きが不分明で、剰余金の使途も不分明というのは、創立60周年の年にも関わらず意気込みの低下を惹起しかねません。まさかそんな事態を容認なさるはずはないと信じて、質問いたす次第です。

以上

∞ ユニオン 質問箱 ∞

今回は前号の「ユニオン質問箱」の回答をさらに深く掘り下げて、『ボーナス』の本質について解説いたします。今後もご質問・疑問をどしどしお寄せ下さい。

「『ボーナス』って、なんだろう？」

— 労働法豆知識 —

毎年、この季節になるとよく耳にする「ボーナス」。賞与、一時金といったさまざまな呼び方をされていますが、通常これは、月例賃金とは別に、夏季や年末ごとに支払われる金銭を意味します。民間企業の場合、法律によって賞与の支払いを義務づけられているわけではなく、賞与の支給を労働条件に盛り込むかどうか、あるいはどのように支給するかは、当該企業の賃金制度次第です。一般には、就業規則や労働協約によって支給条件が決められ、基礎額に支給率を掛け合わせ、人事考課による係数を乗じるといった基準が典型的ですが、支給率や係数に企業業績を反映させたり、労働組合との交渉によってその都度具体的に条件を決めたりする形もよくみられま

★渡部副委員長の独唱に聴き入りながら、新入教職員まじえて歓談と交流の輪が広がりました!! ☆
— 5月27日、歓迎交流会開かれる —

5回目を迎えた新入教職員歓迎・交流会が5月27日生協喫茶ヴィッセンで40余名の参加で開かれました。今年のキーワードは“音楽”。まずは辻理学研究科長（情報数理学）が「音階の数理」という演題でピタゴラス音階から平均律までを、時計の文字盤を用いるというユニークな方法で解説。次いで齋藤学長が新入教職員を歓迎して乾杯の音頭をおとりになり、いよいよメインイベントである渡部教育学部教授（声楽：ユニオン副委員長）の独唱。“朧月夜”、“背くらべ”、“富士山”の唱歌と1930年アメリカから世界にひろがった甘美なワルツ“コロラドの月”を圧倒的な声量で熱唱され、会場を魅了し尽くしました。総合大学としての千葉大学の豊かさを示す講演と独唱によって高揚した会場は、和やかな歓談と交流の場へと移っていったのです。なお、独唱の音声付き映像は、渡部教授のご厚意によりユニオンホームページ上で見るができます。
(6月末から7月一杯の期間限定)



盛況だった新入教職員歓迎・交流会で熱唱する渡部先生

◎ ユニオンのおもな活動報告 ◎

- 6月4日 第11回定例三役会議
- 6月11日 第11回定例執行委員会
- 6月18日 第11回定例三役編集会（持ち回り）
- 6月19日 ボーナス問題に関する質問書を学長に提出
- 6月24日 ニュース50号印刷・配布

編集後記

早いもので今号が編集担当の最後の月になりました。記念すべきユニオンニュース50号ですが、いつもどおり盛りだくさんの内容で小さな文字が並んでしまいました。これも少しでも皆様のためにとの思いと私の編集能力の不足のせいです。1年間本当にありがとうございました。ボーナス問題の行方も不明で、最後まで不透明ですが、必要なことは自ら主張しないと権利は守れません。次号から編集が替わりますが、今後とも皆様のためのユニオンニュースは変わりません。引き続きご支援下さい。

「私たちの職場をより明るく豊かにしていくための声をあげ、実現していく」ユニオンにぜひご加入下さい。

加入は下の「加入申込書」にご記入の上、FAXにてユニオン事務室までお寄せ下さい。送信先やユニオンの規約を載せたHPのアドレス等は、本ニュースの表面をご覧ください。

す。賞与の性格については、日々の労働の対価の後払い、労働者の生活保障、勤労への報償、将来の勤労意欲の奨励、企業利益の配分など、さまざまな見方があり、一義的には決めにくいのですが、そのすべての性格を併せ持つものと考えられています。いずれにしても、就業規則などに支給条件の定めがあれば、それに従って労働者に請求権が認められる賃金であることに疑いはありません。

国家公務員の場合には、1952年の給与法改正により期末手当の支給条件が制度化され、法定の労働条件とされてきました。公務の性格と、一定の支給率を定める支給条件の内容を鑑みると、公務員の期末手当・勤勉手当は、生活保障を基礎とした勤労報償・奨励の性格の強い賃金であるといえるでしょう。現在の千葉大学では、給与法の規定に準拠する形で、職員給与規程の27条と28条に期末手当と勤勉手当の支給条件が定められていますので、通常、その条件に従って使用者は労働者にこれを支給する義務があります。今回は職員給与規程に附則を設けることで減額措置がとられるわけですが、本来、給与規程の本則に従って支払われるはずとの原則を踏まえて、12月期の措置を見据えた対応が望まれます。加えて、現在こうした手当の適用のない職員の処遇についても今後、総合的に改善していくことが必要でしょう。

千葉大学ユニオン第6回総会が公示されました。
7月1日(水) 18:00 開始

千葉大学ユニオン第6回総会公示

千葉大学ユニオン規約第10条、第11条に基づき、第6回総会を下記の要領で開催します。

- 日時：7月1日(水)18時～19時30分(17時30分受付開始)
会場：千葉大学 西千葉キャンパス 総合校舎 C-12 教室
議題： 1. 2008年度の活動報告
2. 2008年度の決算報告
3. 2009年度の活動方針
4. 2008年度の予算案
5. その他

議案書は6月29日までに全ユニオンメンバーに配信いたします。

この総会は、年に一回のユニオンメンバーが参加する最高決定機関です。全ユニオンメンバーの皆様のご参加を期待しております。当日、参加証（添付ファイル）をご持参下さい。なお、ご都合がつかず出席できない方は、以下の2つの方法で、ご自身の意思の表明をお願いいたします。

- 1) 総会の議場に委任する。
この場合は参加証の下半分にある委任状に必要事項をご記入の上、最寄りの執行委員に渡すかあるいはユニオン事務室へファックス（内線2234）にてご送信ください。学内便は使用できませんのでくれぐれもご注意ください。
- 2) 総会出席のユニオンメンバーに、ご自身の意思の代理表明を委託する。
委託状（添付ファイル）に必要事項をご記入の上、委託するユニオンメンバーにお渡し下さい。ただし、総会出席者一人が委託を受けることができる数は同支部のユニオンメンバー5名までですので、委託者が6名以上になっていないかをご確認下さい。

2009年6月12日
千葉大学ユニオン委員長 福川 裕一

加入申込書

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 福川 裕一 殿

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。2009年 月 日

ご氏名: _____

ご所属: _____

ご連絡方法(メール、電話、FAXなど): _____